

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第29条第1項の表14の項事由の欄を次のように改める。

14 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等のため次に掲げる理由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること。

イ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

ウ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はイに掲げる事由に準ずるもの

エ 入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。